

面会に関する規定

1. 目的

当院では、入院中の患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持、並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関する規定を定めるもの。

2. 基本方針

- (1) 患者の安静および治療を最優先とする
- (2) 感染防止対策を徹底する
- (3) 患者および家族の心理的支援にも配慮する

3. 面会時間

面会時間は原則として午後2時から午後7時までとし、1回あたり30分程度とする。

※ただし、患者の状態や感染症の発生状況により変更する場合がある。

4. 面会場所

原則として病室または食堂談話室とする。

5. 面会者

家族、親族、患者が希望する支援者等（未就学児は除く）とし、1回の面会につき2名程度とする。

6. 面会時の遵守事項

- (1) 他の患者の迷惑となる行為を控えること
- (2) 病室内での飲酒・飲食・喫煙は行わないこと
- (3) 院内での撮影は禁止とする
- (4) 病院職員の指示に従うこと

なお、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると判断した場合は、直ちにその面会を中止させることができる。

7. 面会の制限

以下のような「正当な理由」がある場合に限り、やむを得ず面会を制限する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症などの感染症が地域または院内で拡大している場合
- (2) 患者が拒否する場合
- (3) 面会によって安全確保または診療への支障をきたすおそれがある場合
- (3) その他、病院長が必要と認めた場合

※ただし、面会の制限を実施する場合は、タブレット端末等を利用したオンライン面会を可能とする。

また、状況が改善した場合には、速やかに制限の解除または緩和を検討する。

8. 例外的な面会の取り扱い

以下の場合においては、患者の状態や必要性を踏まえ、担当医師の判断により、通常的面会制限を緩和することができる。

- (1) 終末期や看取り患者
- (2) 小児患者
- (3) 認知症やせん妄のある患者
- (4) 意思疎通が困難な患者
- (5) 病状の急変または精神的に家族の支援を必要とする患者

9. 規定の見直しと周知

本規定は、感染状況や社会情勢、院内の運用状況等を踏まえ、定期的に内容の見直しを行い、院内及び病院ホームページにて患者及びその家族等に周知を行うもの。

10. 附則

この規定は、令和8年5月1日より施行する。